

新しい介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

65歳以上
の皆さんへ

高齢者の生活を支えるための地域づくり

介護や生活支援を必要とする高齢者や、単身生活者、高齢者のみの世帯が増える中、高齢者のみなさまが住み慣れた地域で生活を継続するために、買物や掃除の支援、生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。

総合事業では、多様な生活ニーズに応えるサービスを、地域の実情に応じて、総合的に提供できる仕組みに見直し、地域での支えあいの体制づくりを進めていきます。



住民の皆さんの参加による、幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、鯖江市では平成29年4月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施します。

新しい「総合事業」では、地域住民の皆さんによる高齢者の介護予防活動や生活支援の自主的な取り組みを応援します。



現在、要支援認定の人は
何が変わるの？

今までどおり利用できます

要支援認定の人への予防給付のうち、訪問介護・通所介護が、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。現在、要支援の方でサービスを利用されている方は、そのまま継続して利用していただけます。

詳細は、担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターまでお問い合わせください。



利用するには
どうすればいいの？

長寿福祉課、地域包括支援センター・
地域包括支援サブセンターに相談して
ください
事業対象者を決定します

事業対象者の判定は、『健康チェックリスト』に基づいて行います。

また、希望に応じて要介護認定を申請することもできます。



どんなサービスが利用できるの？

介護予防・生活支援サービス事業

対象：介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、事業対象者と判定された人

- 訪問型サービス…ホームヘルパー等による調理や掃除、洗濯などの生活支援
- 通所型サービス…通所介護事業所などでの生活支援、運動機能向上や栄養改善



大きく2つの事業があります

一般介護予防事業

対象：65歳以上のすべての人

- 介護予防教室、健康教育、健康相談
- 高齢者の居場所づくりを通じての交流促進
- 地域における住民主体の介護予防活動のための人材育成や支援 など

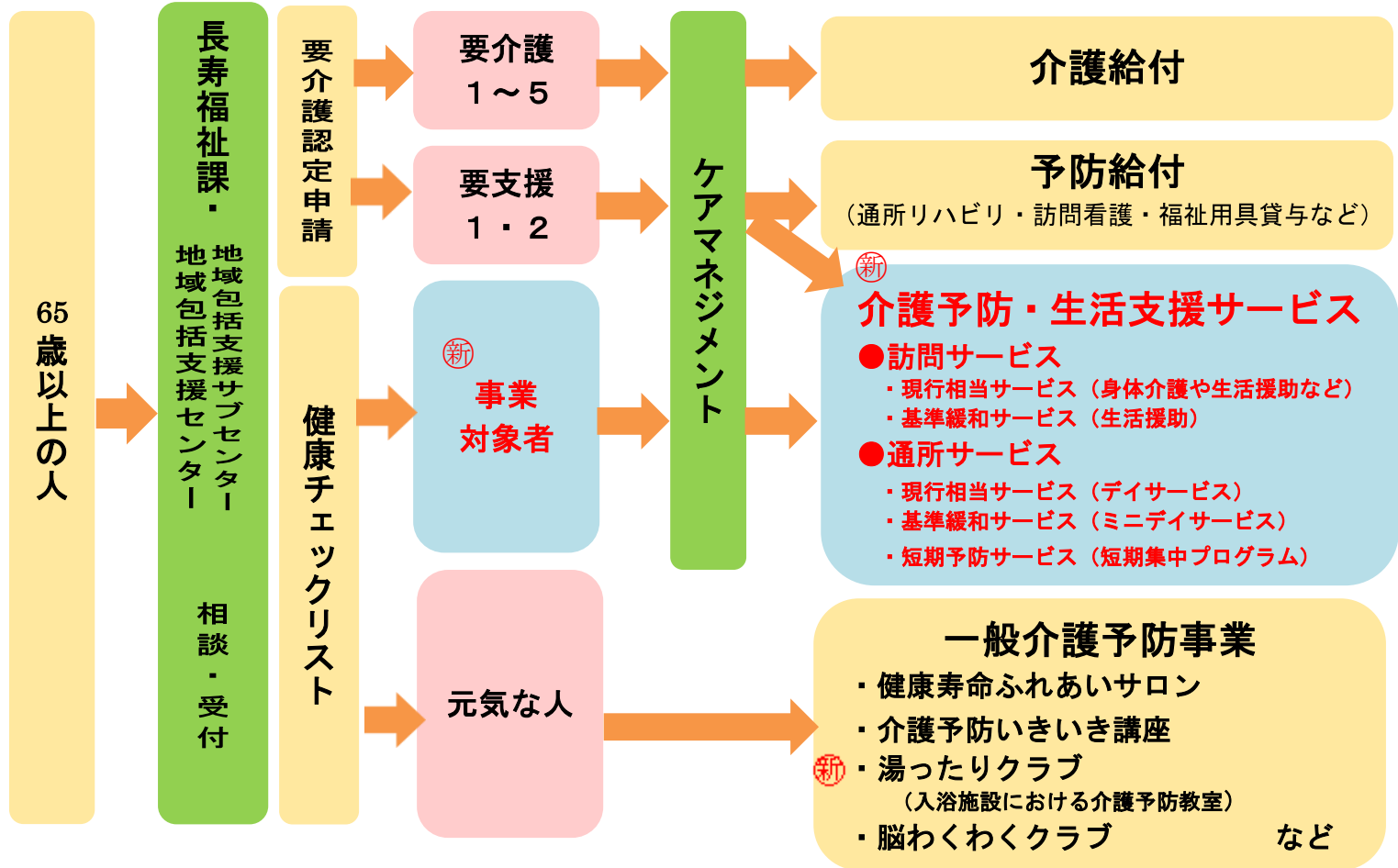


利用までの流れ

平成 29 年 4 月よりサービス利用者の区分が要介護 1～5、要支援 1・2に加えて、「事業対象者」という新しい利用区分が増えます。

「事業対象者」とは、健康チェックリストに該当（生活機能の低下がみられた人）し、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用する必要があると判断された人をいいます。

※40～64 歳の人是要介護認定を受ける必要があります



いつまでも元気で暮らすために！ さまざまな健康づくりと生きがいづくりの場を応援します！！

ふれあいの場と生きがいづくり

- 健康寿命ふれあいサロン
(町内単位でふれあいの場)



- 介護予防いきいき講座
(楽しく介護予防のコツを学べる)



担い手育成、ボランティアの活用

- 介護予防サポーター事業
(地域で介護予防を進め
支えあうためのボランティアの養成)



- 湯ったりクラブ
(入浴施設における介護予防教室)



- 脳わくわくクラブ
(認知機能を鍛える知的活動)



- 介護支援サポーターポイント事業
(活動を通して、地域参加・地域貢献)



詳しくは、市役所長寿福祉課または地域包括支援センターまでご連絡ください。